

平成23年2月14日

告示第17号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議し、当該輸送に係る運賃等について合意形成を図るため、京田辺市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 住民又は利用者を代表する者
- (3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 京都府田辺警察署の職員
- (6) 京都府の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 交通会議の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、交通会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、公共交通担当課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年2月14日から施行する。